

静岡県告示第589号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定に基づき、救急業務に関し協力する旨の申出があり、救急診療所として認定した次の医療機関について、協力する旨の申出が撤回されたため同令第2条第2項の規定に基づき告示する。

令和5年10月3日

静岡県知事 川勝平太

| 名 称 | 開 設 者 | 所 在 地 |
|----------------------|-----------|--------------|
| 医療法人社団親和会勝田 脳神経外科 | 医療法人社団親和会 | 御殿場市北久原196-1 |